

○ 政策目標 4 - 1 : 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止

政策目標の内容及び 目標設定の考え方	財務省設置法（平成11年法律第95号）第3条では「通貨に対する信頼の維持」が任務とされています。これは、通貨を通じた取引の安全の確保という国民生活に直結する重要な責務です。通貨に対する信頼を維持することを目的として、通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止等、通貨制度（用語集参照）の適切な運用を行います。 （注）政策目標 4 - 1 の記述において、通貨とは、日本銀行券及び貨幣をいいます（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和62年法律第42号）第2条第3項）。日本銀行券は、独立行政法人国立印刷局（以下「国立印刷局」といいます。）が製造し、日本銀行が発行します（日本銀行法第46条）。 また、貨幣は、独立行政法人造幣局（以下「造幣局」といいます。）が製造し、政府（財務省）が日本銀行に交付することにより発行します（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第4条）。
--------------------------------------	--

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

	政4-1-1：通貨の円滑な供給 政4-1-2：偽造通貨対策の推進 政4-1-3：国家的な記念事業としての記念貨幣の発行 政4-1-4：貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理 政4-1-5：通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動
--	---

関連する内閣の基本方針

該当なし

施策 政4-1-1：通貨の円滑な供給

取組内容	A 通貨の円滑な供給を図る観点から、市中における通貨の流通状況等を勘案の上、日本銀行券の製造枚数を定める日本銀行券製造計画及び貨幣の製造・発行枚数を定める貨幣製造計画の策定等を適切に行います。 （注1）「日本銀行券の製造枚数」 財務省ウェブサイト https://www.mof.go.jp/policy/currency/bill/lot/index.html （注2）「貨幣の製造枚数」 財務省ウェブサイト https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/lot/index.html B 国民の通貨に対する信頼の維持を図るため、財務大臣を執行官として、貨幣の量目（重さ）が適正であることを公開の場で確認する製造貨幣大試験（用語集参照）を行います。 （注）「製造貨幣大試験」 財務省ウェブサイト https://www.mof.go.jp/policy/currency/coin/test/index.html
--------------------	---

定 性 的 な 測 定 指 標	
	[主 要] 政 4-1-1-B-1 : 通貨を円滑に供給するための製造計画の策定等の適切な実行
	(令和 4 年度目標) 通貨を円滑に供給できるように製造計画の策定等を適切に行います。
	(目標の設定の根拠) 通貨が様々な経済取引において、国民から信頼され、安心して使われるためには、市中における通貨の流通状況等を適切に反映した製造計画の策定等を行い、通貨を円滑に供給する必要があるためです。
	政 4-1-1-B-2 : 製造貨幣大試験の適切な実施
	(令和 4 年度目標) 製造貨幣大試験を実施し、貨幣の量目が適正であることを適切に確認します。
	(目標の設定の根拠) 市中に対して貨幣の量目が適正であることを公開の場で適切に確認し、国民の通貨に対する信頼の維持を図るためです。
今 回 廃 止 し た 測 定 指 標 と そ の 理 由	
該当なし	
参 考 指 標	○参考指標 1 「発行・製造計画の達成割合」 ○参考指標 2 「通貨の流通高」

施 策	政 4-1-2 : 偽造通貨 対策の推進
取 組 内 容	通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、引き続き国立印刷局、造幣局、日本銀行、警察当局、税関当局等と連絡を密にし、偽造・変造を防止する環境整備に努めます。 具体的には、 A 通貨の偽造抵抗力を強化する観点から、新しい日本銀行券（一万円、五千円及び千円）を発行することとしており、このための準備を確実に進めます。 (注) 新しい日本銀行券の発行時期については、令和 6 年度上期を目途としています（平成 31 年 4 月 9 日 報道発表）。 B 国内外における最近の通貨偽造発生状況を踏まえ、国内外の関係機関との意見交換・情報収集に努めます。また、当該意見交換・情報収集が円滑かつ迅速に行える体制強化に努めるほか、関係業界団体等との連携強化も図ります。 C 財務省だけでは対応できない高度な技術的問題については、国際的な取組も含め、実際に通貨を製造している国立印刷局及び造幣局とも情報交換しながら連携して取り組みます。 D 財務省ウェブサイトへの掲載やポスターの発行等により、通貨偽造防止等に関する広報を行います。

定 性 的 な 測 定 指 標	
	[主要] 政 4-1-2-B-1 : 偽造通貨対策の適切な推進 (令和 4 年度目標) 国内外の関係機関との連携強化を図るなど、通貨の偽造・変造の防止等通貨制度の適切な運用に万全を期します。 (目標の設定の根拠) 通貨の偽造・変造は、国民の通貨に対する信頼を失わせ、経済社会に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、これを防止する必要があるためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「偽造通貨の発見枚数」

施策	政 4-1-3 : 国家的な記念事業としての記念貨幣の発行
取組内容	記念貨幣については、「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」第 5 条第 2 項において、「国家的な記念事業として閣議の決定を経て発行する」こととされています。 今後新たに閣議の決定を経て発行することとなる記念貨幣がある場合は、適切に発行することができるよう所要の準備を進めます。 また、財務省ウェブサイトへの掲載、財務省公式 SNS への投稿及び関係機関との連携等により、記念貨幣に関する広報を行います。
定 性 的 な 測 定 指 標	
	[主要] 政 4-1-3-B-1 : 記念貨幣の適切な発行 (令和 4 年度目標) 記念貨幣について、関係機関と連携しつつ、適切に発行します。 (目標の設定の根拠) 記念貨幣は、国家的な記念事業として閣議の決定を経て発行されるものであり、適切な発行により、通貨に対する信頼の維持を図るためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「ウェブサイトへのアクセス数」 ○参考指標 2 「記念貨幣の発行貨種数及び発行枚数」

施策	政 4-1-4 : 貨幣回収準備資金の保有する地金の適正な管理
取組内容	磨損等により市中の流通に不相当となり政府が受け入れた貨幣を溶解した地金は、新たな貨幣を製造するために使用しています。ただし、資源の効率的管理の観点から、新たな貨幣の製造に使用しない地金がある場合には、「貨幣回収準備資金（用語集参照）に関する法律」（平成 14 年法律第 42 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき売却しています。 必要な地金の在庫量や地金の需要動向を見極めつつ、地金の適正な管理に努めます。

定量的な測定指標						
[主要] 政4-1-4-A-1：地金の 売払い計画及び実績 (単位：t、%)	年度	平成30年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度 目標値
	目標値	250.0	300.0	100.0	500.0	N. A. (注2)
	実績値	249.1 (99.6)	300.8 (100.3)	250.3 (250.3)	N. A. (注3) (N. A.)	
(注1) 目標値については、毎年度原則半期ごとに直近の状況を踏まえ見直しを行っています。 (注2) 令和4年度の目標値は、令和5年度事前分析表に記載します。 (注3) 令和3年度の実績値は、令和3年度実績評価書に記載します。 (出所) 理財局国庫課通貨企画調整室調 (目標値の設定の根拠) 磨損等により市中の流通に不適當となり政府が受け入れた貨幣を溶解した地金は、新たな貨幣を製造するために使用しています。ただし、新たな貨幣の製造に使用しない地金がある場合には、地金の需要動向も見極めつつ売却しており、地金の適正な管理を行うため、指標を設定しています。						
今回廃止した測定指標とその理由						
該当なし						
参考指標	該当なし					

施策	政4-1-5：通貨に対する信頼の維持・向上のための広報活動
取組内容	通貨は生活上も経済上も国民にとって必要不可欠な存在であり、国民の通貨への関心の高まりは、通貨に対する信頼の維持に寄与するものです。報道発表の実施等による広報活動を含めた通貨に関する適切な情報提供や寄せられた質問に対する親切丁寧かつ速やかな回答により、国民の通貨への関心の向上に努めます。
定性的な測定指標	
	[主要]政4-1-5-B-1：通貨に関する適切な情報の発信と質問への対応
	(令和4年度目標) 通貨に関する適切な情報提供や寄せられた質問に対する親切丁寧かつ速やかな回答により、国民の通貨への関心の向上に努めます。
	(目標の設定の根拠) 通貨は生活上も経済上も国民にとって必要不可欠な存在であり、国民の通貨に関する関心の高まりは、通貨に対する信頼の維持に寄与するためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標1「通貨に関する質問、照会等の受付件数」

政策目標に係る予算額	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度当初	令和 4 年度行政事業レビュー番号
(項) 貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	16,008,628 千円	17,767,034 千円	17,996,750 千円	17,150,963 千円	
(事項) 貨幣の製造等に必要な経費	16,008,628 千円	17,767,034 千円	17,996,750 千円	17,150,963 千円	
内 通貨に関する実態調査	3,099 千円	3,099 千円	2,783 千円	2,689 千円	0022
内 貨幣の製造に必要な経費	15,990,525 千円	17,751,628 千円	17,982,765 千円	17,137,607 千円	0023

(注) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 4 - 1 に係る予算額を記載しています。

担当部局名	理財局（国庫課通貨企画調整室）	政策評価実施予定時期	令和 5 年 6 月
-------	-----------------	------------	------------

○ 政策目標 4 - 2 : 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

政策目標の内容及び目標設定の考え方	金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するため、信用不安の連鎖が金融機関に波及し、社会不安を招かないようにする一方、金融機関の安易な救済によって国民負担が生じないようにバランスを取ることが重要であると考えます。このような考えの下、金融庁等と連携して、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画・立案、それに伴う関連法令の制定・改廃を行うとともに、金融システムの安定性を支える預金保険機構等の監督を行います。仮に金融システムの安定に支障が生じるおそれがある場合には、金融庁等と緊密に連携して、金融システムの安定のための諸措置を実施します。 また、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた事業者への支援も盛り込んだ地域経済活性化支援、東日本大震災への対応も含め、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督を通じて、地域の信用秩序の基盤強化等を図ります。
---------------------------------	--

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政4-2-1：金融システムの安定のために必要な制度の整備

政4-2-2：預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施

関連する内閣の基本方針	○「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定） ○「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定） ○「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定） ○「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）
---------------------------	--

施策	政4-2-1：金融システムの安定のために必要な制度の整備
取組内容	金融仲介機能を発揮するための基盤となる金融システムの安定を確保するため、金融庁等と連携して金融破綻処理制度及び金融危機管理の企画・立案に必要な情報収集等を行い、必要な制度整備を行います。 また、金融システムのセーフティネットとしての預金保険機構等における政府保証枠（用語集参照）については、金融機関の経営状況や市場の動向も踏まえつつ、金融システムの安定のために十分な水準となるよう努めます。
定性的な測定指標	
〔主要〕 政4-2-1-B-1：金融システムの安定のために必要な制度の整備	
（令和4年度目標） 金融庁等と連携して金融破綻処理制度及び金融危機管理の企画・立案に関する情報収集等を行い、必要な制度整備を行います。預金保険機構等における政府保証枠について、金融機関の経営状況や市場の動向も踏まえつつ、金融システムの安定のために十分な水準となるようにします。	
（目標の設定の根拠） 金融システムの安定を確保するためです。	

今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「預金保険機構等に対する政府保証枠」 ○参考指標 2 「国内金融機関の自己資本比率」【再掲（総4-1：参考指標 1）】 ○参考指標 3 「国内金融機関の不良債権比率・残高」【再掲（総4-1：参考指標 2）】
施策	政4-2-2：預金保険機構等の適切な監督、金融システムの安定のための諸措置の実施
取組内容	金融システムの安定性を支える預金保険機構等について、適切な業務運営がなされるよう、予算・資金計画の策定や借入残高の管理等について、金融庁等と連携して監督します。 仮に金融システムの安定に支障が生じるおそれがある場合には、金融庁等と連携して、金融システムの安定を確保するための諸措置を実施します。 預金保険機構については、既に供与した公的資金の回収が適切に行われるよう、金融庁と連携して監督するとともに、健全な財政の確保の観点も踏まえながら、金融機関による金融仲介機能が十分に発揮されるよう、国の資本参加についての判断を適切に行います。 加えて、株式会社地域経済活性化支援機構については、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた事業者への支援を含め、地域経済の活性化を図り、これにより地域の信用秩序の基盤強化を図る観点から、内閣府と連携して適切に監督します。 また、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構については、東日本大震災に見舞われた地域における経済活動の維持等を図る観点から、復興庁と連携して適切に監督します。 (参考) 大臣官房信用機構課所管法人 (1) 預金保険機構（預金保険法） (2) 農水産業協同組合貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険法） (3) 保険契約者保護機構（保険業法） (4) 日本投資者保護基金（金融商品取引法） (5) 銀行等保有株式取得機構（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律） (6) 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法） (7) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法）
定性的な測定指標	
[主要] 政4-2-2-B-1：預金保険機構等の適切な監督	
(令和4年度目標)	
金融システムの安定性を支える預金保険機構等について、適切な業務運営がなされるよう、予算・資金計画の策定や借入残高の管理等について、金融庁等と連携して監督します。	
(目標の設定の根拠)	
適切な監督を通じて預金者等の保護を図り、金融システムの安定を確保するためです。	
[主要] 政4-2-2-B-2：株式会社地域経済活性化支援機構の適切な監督	
(令和4年度目標)	
株式会社地域経済活性化支援機構について、地域金融機関等との連携により設立したファンドの	

	活用等を通じ、地域経済の活性化に資する事業活動の支援が行われるよう、内閣府と連携して監督します。
	(目標の設定の根拠) 地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の活性化を図り、これにより地域の信用秩序の基盤強化を図るためです。
	[主要] 政4-2-2-B-3：株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の適切な監督
	(令和 4 年度目標) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構について、過大な債務を抱える事業者の再生支援が行われるよう、復興庁と連携して監督します。
	(目標の設定の根拠) 東日本大震災に見舞われた地域における経済活動の維持等を図るためです。
今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	○参考指標 1 「預金保険機構の資金援助の件数及び額の推移」 ○参考指標 2 「預金保険機構等の借入残高等」 ○参考指標 3 「預金保険機構の資本増強額の状況」 ○参考指標 4 「生命保険契約者保護機構の資金援助の件数及び額の推移」 ○参考指標 5 「銀行等保有株式取得機構の株式等買取額の推移」 ○参考指標 6 「株式会社地域経済活性化支援機構の支援決定件数等の推移」 ○参考指標 7 「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定件数等の推移」

政策目標に係る予算額	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度当初	令和 4 年度行政事業レビュー番号
(項) 貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	11,248千円	12,218千円	10,489千円	9,524千円	行政事業レビューの対象外
(事項) 金融破綻処理制度等の企画及び立案に必要な経費	11,248千円	12,218千円	10,489千円	9,524千円	

(注) 「政策目標に係る予算額」の表中には、政策目標 4 - 2 に係る予算額を記載しています。

担当部局名	大臣官房信用機構課	政策評価実施予定時期	令和 5 年 6 月
-------	-----------	------------	------------